

# 千葉県報

定例  
平成23年8月16日

第12637号

千葉県報

平成23年8月16日(火曜日)

## 主要目次

○	水道局管理規程	一
○	千葉県水道局財務規程の一部を改正する管理規程	一
○	告示	一
○	土地改良区定款の変更認可(三件)	一
○	土砂災害警戒区域の指定	一
○	土砂災害特別警戒区域の指定	二
○	都市計画用途地域の変更(二件)	三
○	公 告	三
○	特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請(三件)	三
○	特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請	四
○	大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出	四
○	大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出	五
○	土地改良区役員の退任及び就任	六
○	都市計画用途地域に関する千葉県都市計画公聴会の開催	六
○	都市計画地区計画の関係図書の縦覧(二件)	六
○	都市計画用途地域の関係図書の縦覧(二件)	七
○	都市計画高度地区の関係図書の縦覧(二件)	七
○	都市計画防火地域及び準防火地域の関係図書の縦覧	七

## 水道局管理規程

千葉県水道局財務規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。  
平成二十三年八月十六日

千葉県水道局長職務代理者  
千葉県水道局管理部長 松本 芳昭

### 千葉県水道局管理規程第十二号

#### 千葉県水道局財務規程の一部を改正する管理規程

千葉県水道局財務規程(昭和三十九年千葉県水道局管理規程第六号)の一部を次のように改正する。

第四十二条第五号中、「研修その他会議」を「及び研究会、研修等」に改め、同条に次の一号を加える。

十四 庁中常用の雑費

### 附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。

## 告 示

## 示

### 千葉県告示第五百七十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、市原市養老土地改良区の定款の変更を平成二十三年八月八日付けで認可した。  
平成二十三年八月十六日  
千葉県知事 鈴木 栄治

### 千葉県告示第五百七十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、君津市大坂土地改良区の定款の変更を平成二十三年八月八日付けで認可した。  
平成二十三年八月十六日  
千葉県知事 鈴木 栄治

### 千葉県告示第五百七十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、吉田西部土地改良区の定款の変更を平成二十三年八月八日付けで認可した。  
平成二十三年八月十六日  
千葉県知事 鈴木 栄治

### 千葉県告示第五百七十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六条第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。  
平成二十三年八月十六日  
千葉県知事 鈴木 栄治

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
神余	館山市神余の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
古茂口一	館山市古茂口の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
古茂口二	館山市古茂口の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

東長田一二	東長田九	東長田八	東長田七	東長田五	東長田四	西長田五	作名一〇	作名六	作名二	作名一	南条三	飯沼三	古茂口二二	古茂口一五	古茂口一四	古茂口一二	古茂口七
館山市東長田の区域のうち、次の図面に示す区域	館山市東長田の区域のうち、次の図面に示す区域	館山市東長田の区域のうち、次の図面に示す区域	館山市東長田の区域のうち、次の図面に示す区域	館山市東長田の区域のうち、次の図面に示す区域	館山市東長田の区域のうち、次の図面に示す区域	館山市西長田の区域のうち、次の図面に示す区域	館山市作名の区域のうち、次の図面に示す区域	館山市作名の区域のうち、次の図面に示す区域	館山市作名の区域のうち、次の図面に示す区域	館山市作名の区域のうち、次の図面に示す区域	館山市南条の区域のうち、次の図面に示す区域	館山市飯沼の区域のうち、次の図面に示す区域	館山市古茂口の区域のうち、次の図面に示す区域	館山市古茂口の区域のうち、次の図面に示す区域	館山市古茂口の区域のうち、次の図面に示す区域	館山市古茂口の区域のうち、次の図面に示す区域	館山市古茂口の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊						

古茂口一四	古茂口一二	古茂口七	古茂口二	古茂口一	神余	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
館山市古茂口の区域のうち、次の図面に示す区域	館山市古茂口の区域のうち、次の図面に示す区域	館山市古茂口の区域のうち、次の図面に示す区域	館山市古茂口の区域のうち、次の図面に示す区域	館山市古茂口の区域のうち、次の図面に示す区域	館山市神余の区域のうち、次の図面に示す区域				
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊				

千葉県告示第五百七十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。  
平成二十三年八月十六日

千葉県知事 鈴木 栄治

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び安房土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

山萩五	山萩四	山萩二	東長田一四	東長田一三	東長田一二
館山市山萩の区域のうち、次の図面に示す区域	館山市山萩の区域のうち、次の図面に示す区域	館山市山萩の区域のうち、次の図面に示す区域	館山市東長田の区域のうち、次の図面に示す区域	館山市東長田の区域のうち、次の図面に示す区域	館山市東長田の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

東長田一四	東長田一三	東長田一二	東長田九	東長田八	東長田七	東長田五	東長田四	西長田五	作名一〇	作名六	作名二	作名一	南条三	飯沼三	古茂口二二	古茂口一五
ち、次の図面に示す区域	次の図面に示す区域	ち、次の図面に示す区域														
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊								
次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり								

<p>一 申請のあった年月日 平成二十三年七月一日</p> <p>千葉県知事 鈴木 栄治</p>	<p>特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請</p> <p>特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり</p> <p>平成二十三年八月十六日</p>	<p>公 告</p>	<p>山萩二</p> <p>館山市山萩の区域のうち、急傾斜地の崩壊</p> <p>次の図面のとおり</p>
			<p>山萩四</p> <p>館山市山萩の区域のうち、急傾斜地の崩壊</p> <p>次の図面のとおり</p>
			<p>山萩五</p> <p>館山市山萩の区域のうち、急傾斜地の崩壊</p> <p>次の図面のとおり</p>
<p>千葉県告示第五百七十九号</p> <p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、佐倉都市計画用途地域を次のとおり変更した。</p> <p>平成二十三年八月十六日</p> <p>千葉県知事 鈴木 栄治</p>			<p>（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び安房土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）</p>
<p>一 都市計画の種類及び名称</p> <p>船橋都市計画用途地域</p> <p>二 都市計画を定める土地の区域</p> <p>船橋市高根台二丁目及び高根台三丁目の各一部の区域</p> <p>千葉県知事 鈴木 栄治</p>			<p>千葉県告示第五百七十八号</p> <p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、船橋都市計画用途地域を次のとおり変更した。</p> <p>平成二十三年八月十六日</p> <p>千葉県知事 鈴木 栄治</p>

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1 名称 特定非営利活動法人栄伸

2 代表者の氏名 高松弘志

3 主たる事務所の所在地 松戸市中根長津町六七番地東豊マンション〇二号

三 定款に記載された目的 この法人は、精神障害者等に対して、地域活動支援センターの運営に関する事業等を行い、障害者の自立・社会復帰に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請があった。

平成二十三年八月十六日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 申請のあった年月日 平成二十三年七月八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1 名称 N P O 法人 R i s e u p 女性サポート実行委員会

2 代表者の氏名 山中有紀

3 主たる事務所の所在地 流山市古間木二九〇番地の一六

三 定款に記載された目的 この法人は、主に子育て中の女性の特技、資格、趣味を生かした事業を行い、それを支える子育て中の女性同士のネットワークを構築し、社会参画しやすい環境づくりのサポートをするとともに、地域で孤立しない健全な子育てと、地域の活性化に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請があった。

平成二十三年八月十六日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 申請のあった年月日 平成二十三年七月七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1 名称 N P O 法人 寺小屋・くりもと

2 代表者の氏名 伊藤敏行

3 主たる事務所の所在地 香取市府馬三、五一七番地

三 定款に記載された目的 この法人は、伝統的な地域の絆を活かした地域福祉事業や子ども育成支援事業を行うとともに、北総台地栗源の地域文化と自然環境を活かした人材育成・交流事業や観光産業支援事業などを行い、地域コミュニティの活力の維持・発展に努めながら、ここに根付く人材を基礎とした都市農村交流や体験型観光を推進し、栗

源地域の活性化に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があった。

平成二十三年八月十六日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 申請のあった年月日 平成二十三年七月七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1 名称 特定非営利活動法人 L W S

2 代表者の氏名 真貝俊則

3 主たる事務所の所在地 四街道市大日一、二一八番地

三 定款に記載された目的 この法人は、失業中の中高齢者が自立するための入居施設の確保及び開発を進め定住を促進する。中高齢者に適した就職支援の為の説明、相談会を通して、中高齢者がその経験、技術を活かせる労働の場を開拓、提供して就労を促進する。中高齢者のボランティア活動等を通して地域活性化運動、国際交流活動等の社会参画、貢献活動を促進する。中高齢者にスポーツ、運動等の場所を提供して健康管理、増進の普及活動を促進することに寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。

その届出及び添付書類は、平成二十三年八月十六日から十二月十六日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成二十三年八月十六日から十二月十六日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

平成二十三年八月十六日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)ベルク八千代大和田店

八千代市大和田新田八幡藪一、〇〇八番一ーほか

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社ベルク 代表取締役 原島功  
 埼玉県大里郡寄居町大字用土五、四五六番地  
 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等  
 株式会社ベルク 代表取締役 原島功  
 埼玉県大里郡寄居町大字用土五、四五六番地

3 大規模小売店舗の新設をする日  
 平成二十四年四月三日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
 二、一四〇平方メートル

5 駐車場の収容台数  
 一五〇台

6 駐輪場の収容台数  
 一五八台

7 荷さばき施設の面積  
 七八平方メートル

8 廃棄物等の保管施設の容量  
 一二立方メートル

9 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
 開店時刻は午前九時、閉店時刻は翌午前零時

10 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
 午前八時三十分から翌午前零時三十分まで

11 駐車場の自動車の出入口の数  
 二か所

12 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
 午前六時から午後十時まで

二 届出年月日  
 平成二十三年八月二日

三 縦覧場所  
 千葉県商工労働部経営支援課及び八千代市産業活力部商工課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出  
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。  
 その届出及び添付書類は、平成二十三年八月十六日から十二月十六日まで縦覧に供する。  
 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮

すべき事項について意見を有する者は、平成二十三年八月十六日から十二月十六日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。  
 平成二十三年八月十六日  
 千葉県知事 鈴木 栄治

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 （仮称）LEOモール

2 山武郡大網白里町みずほ台二丁目一番地一ほか  
 大規模小売店舗を設置する者の氏名等  
 栄倉株式会社 代表取締役 栄倉弘哲  
 夷隅郡大多喜町新丁三四七番地の一

3 変更前の大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
 一、六五〇平方メートル

4 変更後の大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
 二、四六一平方メートル

5 変更前の駐車場の位置及び収容台数  
 九七台

6 変更後の駐車場の位置及び収容台数  
 一一〇台

7 変更前の駐輪場の位置及び収容台数  
 三四台

8 変更後の駐輪場の位置及び収容台数  
 七〇台

9 変更前の荷さばき施設の位置及び面積  
 九一平方メートル

10 変更後の荷さばき施設の位置及び面積  
 一五一平方メートル

11 変更前の廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
 二六・四四立方メートル

12 変更後の廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
 三〇・五七立方メートル

13 変更前の閉店時刻  
 午後九時

14 変更後の閉店時刻  
 午後九時四十五分

15 変更前の来客が駐車場を利用することができる時間帯

<p>16 午前九時三十分から午後九時三十分まで 変更後の来客が駐車場を利用することができる時間帯</p>	<p>2 場所 市川市役所三階第四委員会室(市川市八幡一丁目一番一号)</p>
<p>17 午前九時三十分から午後十時まで 変更前の駐車場の自動車の出入口の数及び位置</p>	<p>二 作成しようとする都市計画の案の種類 市川都市計画区域に係る都市計画法第八条第一項第一号に規定する用途地域に関する都市計画</p>
<p>18 二か所 変更後の駐車場の自動車の出入口の数及び位置</p>	<p>三 作成しようとする都市計画の案の概要の縦覧場所及び縦覧期間</p>
<p>19 四か所 変更前の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前五時から翌午前零時まで</p>	<p>1 縦覧場所 千葉県県土整備部都市整備局都市計画課及び市川市街づくり部都市計画課</p>
<p>20 変更後の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十時まで</p>	<p>2 縦覧期間 平成二十三年八月十六日から三十日まで</p>
<p>21 変更年月日 平成二十四年二月二十九日</p>	<p>四 公述の申出の方法及び期限等 1 公述の申出の方法 作成しようとする都市計画の案に公述を希望する者は、当該案に係る意見の要旨並びに住所及び氏名を記載した書面を、知事宛てに、市川市街づくり部都市計画課(郵便番号二七二―八五〇一 市川市八幡一丁目一番一号)まで提出する。なお、当該案に係る意見の要旨は、八百字以内とする。</p>
<p>二 届出年月日 平成二十三年七月二十八日</p>	<p>2 申出期限 平成二十三年八月三十日</p>
<p>三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び山武郡大網白里町産業振興課</p>	<p>3 公聴会に関する問い合わせ先 千葉県県土整備部都市整備局都市計画課(電話〇四三(二二三) 三三七六)及び市川市街づくり部都市計画課(電話〇四七(三三四) 一四〇二)</p>
<p>土地改良区役員の退任及び就任 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、小中川土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があった。 平成二十三年八月十六日</p>	<p>都市計画地区計画の関係図書の縦覧 平成二十三年八月十六日船橋市の決定に係る船橋都市計画地区計画高根台団地地区地区計画の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。 平成二十三年八月十六日</p>
<p>一 退任理事 千葉県緑区小食土町二一四番地 就任理事 千葉県緑区小食土町二七一番地</p>	<p>千葉県知事 鈴木 栄治 伊藤 啓一 井内 龍</p>
<p>都市計画用途地域に関する千葉県都市計画公聴会の開催 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定により、次のとおり千葉県都市計画公聴会を開催する。 平成二十三年八月十六日</p>	<p>千葉県知事 鈴木 栄治</p>
<p>一 開催の日時及び場所 1 日時 平成二十三年十月一日 午前十時から</p>	<p>千葉県知事 鈴木 栄治</p>

都市計画用途地域の関係図書の縦覧

平成二十三年千葉県告示第五百七十八号に係る船橋都市計画用途地域の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。  
平成二十三年八月十六日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画用途地域の関係図書の縦覧

平成二十三年千葉県告示第五百七十九号に係る佐倉都市計画用途地域の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。  
平成二十三年八月十六日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画高度地区の関係図書の縦覧

平成二十三年八月十六日船橋市の変更に係る船橋都市計画高度地区の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。  
平成二十三年八月十六日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画高度地区の関係図書の縦覧

平成二十三年八月十六日佐倉市の変更に係る佐倉都市計画高度地区の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。  
平成二十三年八月十六日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画防火地域及び準防火地域の関係図書の縦覧

平成二十三年八月十六日佐倉市の変更に係る佐倉都市計画防火地域及び準防火地域の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。  
平成二十三年八月十六日

平成二十三年八月十六日

千葉県知事 鈴木 栄治

購読料

月決め  
一部  
八円  
(送料を含む。)

発行・発行者  
定期購読申し込み先  
一部売り申し込み先  
千葉市中央区市場町一番一号

千  
葉  
県

〇四三(二三三)二一五二  
〇四三(二三三)二六五八